

委員会提出第三号議案

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書

中小零細業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきている。その中小零細業者を支えている家族従業員の仕事分（自家労賃）は、税法上、所得税法第五十六条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは、必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は八十六万円、家族の場合は五十万円、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけている。

青色申告でも白色申告でも、労働している実態に応じて、勤労報酬を正當に認める税制にすべきである。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価している。

よって、国会及び政府におかれては、税法上も、社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第五十六条を廃止するよう要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿

参議院議長 江田五月殿

内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿

財務大臣 藤井裕久殿